

離婚届

令和〇年〇月〇日届出

名古屋市〇区長殿

午前 午後 時 分受付

受理	令和	年	月	日					
第				号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知			
						附住			

住定年月日	(フリガナ) 夫 なごや たろう 妻 なごや はなこ
夫	氏名 名古屋 太郎
妻	氏名 名古屋 花子
記入の必要はありません。	生年月日 平成8年6月23日 平成10年10月5日
告知要・不要	住所 名古屋市千種区星が丘山手 103番地 名古屋市東区筒井一丁目 7番74号
令和年月日	(住民登録をしているところ) (アパート・マンション名等)
口頭・郵送・手渡し	本籍 名古屋市北区清水四丁目17番
届出人・本人・使者	(2) (外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名 名古屋 太郎
記載する正字	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 夫の父 名古屋 幸雄 続き柄 長男 妻の父 愛知 忠治 続き柄 長女 母 名古屋 松子 続き柄 長女 (右記の養父以外にも養父がいる場合にはその他の欄に書いてください) 養父 続き柄 養父 続き柄 養母 養子 養母 養女
本届書中字削除字加入字訂正	(3) (4) 離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 成立 年 月 日 認諾 年 月 日 確定 年 月 日 確定
	婚姻前の氏にもどる者の本籍 <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる フリガナ あいち ただはる 筆頭者の氏名 愛知 忠治
	(5) 未成年の子の氏名 父母双方が親権を行う子 名古屋 一郎 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子
	(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれがしのようにするしをつけてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を理解し、真意に基づいて合意した。 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を理解し、真意に基づいて合意した。

<連絡先>
電話(000) 夫 **1111** 番 **2222** 番 電話(000) 妻 **3333** 番 **4444** 番
日中連絡が取れるところを記入してください

離婚 事件簿番号

本人確認状況 (記入の必要はありません)	整理番号	確認者
届出人 本人確認資料 通知 通知年月日 不受理	<備考>	
夫 運バ在特個間他()未 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
妻 運バ在特個間他()未 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
窓口に来た人 <input type="checkbox"/> 届出人 <input type="checkbox"/> 使者 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 時間外		
(注) 運は運転免許証 パは旅券 在は在留カード(写真付) 特は特別永住者証明書(写真付) 個は個人番号カード 聞は聞き取り 未は未確認		

(6) 同居の期間	令和3年8月から 令和5年3月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7) 別居する前の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の住所と同じ <input type="checkbox"/> 妻の住所と同じ 番地 番号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つ世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(自公片を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(9) 夫婦の職業	夫の職業 妻の職業
その他	<input type="checkbox"/> 離婚後の夫の氏名を振替名を届出します。 <input type="checkbox"/> 離婚後の妻の氏名を振替名を届出します。 <input type="checkbox"/> 夫の名の振替名を届出します。 <input type="checkbox"/> 妻の名の振替名を届出します。
届出人署名 (※押印は任意)	夫 名古屋 太郎 妻 名古屋 花子

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	名古屋 幸雄 愛知 忠治
生年月日	昭和48年4月14日 昭和49年6月8日
住所	名古屋市西区花の木二丁目 18番1号 名古屋市東区筒井一丁目 7番74号
本籍	名古屋市西区花の木二丁目 18番 名古屋市東区筒井一丁目 7番

□には、あてはまるものに□のようにするしをつけてください。署名は必ず、本人が自署してください。 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにするしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている <input type="checkbox"/> まだ、決めていない 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている」にするしをつけてください。
親子交流について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている <input type="checkbox"/> まだ、決めていない 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている」にするしをつけてください。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□にあてはまるものにするしをつけてください。
養育費の分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている <input type="checkbox"/> まだ、決めていない ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている」にするしをつけてください。
父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。 詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。
法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画
日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp